

医薬品安定供給のための取組みについて

当院では、下記の取組みを行っております。

1. 後発医薬品の積極的な使用

- 後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を収集・評価し、その結果を踏まえ、後発医薬品の使用を決定する体制が整備されています。
- 医薬品の供給状況によって投与する薬剤を変更する可能性があります。その際には、担当医、薬剤師から説明します。
- 医薬品の供給が不足等した場合に、治療計画等の見直しを行う等適切に対応する体制を整えています。

2. 一般名処方への推進

・安定的に薬物治療を提供する観点から、一般名処方を推進することにより、保険薬局において銘柄によらず調剤でき、柔軟に対応することができます。

【一般名処方とは？】

処方せんには調剤される医薬品が記載されていますが、製薬会社が名前をつけた「商品名」を記載する場合と、薬の主成分「一般名」で記載されている場合があります。このうち、医薬品の名前を「一般名」で記載して処方することを“一般名処方”といいます。処方せんの医薬品名を“一般名処方”にすることにより、患者さんに「先発品」や「ジェネリック医薬品（後発品）」を選んでいただくことが出来るようになります。

厚生労働省が示している、一般名処方の標準的な記載方法は、次の通りです。

【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」

(例)

これまでの処方・・・ロキソニン錠60mg（商品名）

一般名処方・・・【般】ロキソプロフェンナトリウム錠60mg（一般名）